

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成26年9月9日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

本件業務は、共同企業体による共同履行方式により行うこととする。

### (1) 委託件名

道路台帳補正に伴う測量業務委託

### (2) 履行場所（対象）

一般市道西七条緯36号線他 京都市下京区西七条東久保町他地内

### (3) 委託概要

道路台帳補正 24.38キロメートル

道路台帳調書補正 24.38キロメートル

道路台帳平面図補正 24.38キロメートル

現況補正測量 24.38キロメートル

認定路線図等修正 一式

打合せ 一式

既成図数値化 10.08平方キロメートル

### (4) 履行期間

契約の日から平成27年12月28日まで

### (5) 支払条件

ア 前金払については、平成26年度及び平成27年度に、各会計年度の出来高予定  
額の3割を超えない範囲内で支払うこととする。

イ 平成26年度に1回以内で出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

## 2 入札までの手続

(1) 本件入札に参加しようとする者は、あらかじめ、当該委託に係る設計図書等を6(2)  
のとおり入手のうえ入札参加申請を行うこと。

(2) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、  
入札参加資格を有すると認めたと者を本件入札参加資格有資格者とする。

(3) 上記(2)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

### 3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として、次に掲げる条件を全て満たしていること。

#### (1) 構成員の資格要件

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日の前日において、現に規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請書を提出した日（ウにあつては、本件入札に係る申請書提出の日から入札参加資格確認の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

ア 申請書を提出する日の前日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、平成26年度競争入札参加有資格者格付（測量）においてA等級に登録されている者であること。

イ 本件業務に係る2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

エ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

(7) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

(2) 結成方法

2者による自主結成とする。

(3) 出資比率

出資比率の下限は30パーセントとする。

(4) 代表者

構成員の中で出資比率が最大の者を代表者とする。

(5) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、共同企業体入札参加資格審査申請書及び共同企業体協定書の提出日とすること。

#### 4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

共同企業体を結成したうえで、共同企業体名で提出すること。

イ 共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

ウ 共同企業体協定書（甲）（原本3部）

なお、共同企業体協定書は原本3部を確認のうえ、2部を返却する。

- (2) 申請書等の交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 期間

公告の日から平成26年9月26日（金）正午まで。ただし、京都市の休日を含め、定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

- (3) 申請書等の提出方法

ア インターネット利用者は、申請書の提出の日の前日までに4(1)イ及びウの書類を4(2)ア(ア)の場所まで持参し確認を受けて提出したうえで、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）に必要事項を入力の上、4(1)アの書類をワード、エクセル（Office2007で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader8.0で扱えること。以下同じ。）にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

イ 端末機利用者は、4(2)ア(イ)の場所及び期間内に、4(1)ア～ウの書類を持参し提出すること。

上記ア及びイのいずれの場合も、受付時間は午前9時から午後5時までとする（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

#### (4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成26年9月30日（火）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成26年10月2日（木）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

#### 5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 共同企業体の構成員が、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者

の資格を喪失したとき。

- (2) 共同企業体の構成員が、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (3) 3に規定する本件入札に参加する共同企業体に必要な資格を喪失したとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

## 6 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)の方法により入札すること。
- (2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時まで、次のア又はイの方法により、当該委託に係る設計図書等を入手すること。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(3)により設計図書を購入する。

- (3) 上記(2)ア後段及び(2)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下る大阪町396 第3キョートビル1階

(電話番号 075-871-8400)

想定販売金額 2,500円 (A4白黒コピー116枚, A4カラーコピー2枚)

(4) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。)が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

(5) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

(6) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。

(7) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。

(8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の共同企業体の名称及び代表者の商号(法人にあつては名称)を入札の前に公表する。

(9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

(10) 本件入札において、入札者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

(11) 入札参加資格申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り辞退することができる。ただし、事前に辞退の理由を記した入札辞退書を提出し、契約課の承認を得た上で、電子入札システムにおいても辞退申請を行うこと。

(12) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 74,300,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格 59,440,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

## 7 入札期間、開札予定日時及び落札者の決定等

### (1) 入札期間

平成26年10月15日（水）、16日（木）及び17日（金）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札予定日時

平成26年10月20日（月）午前10時

### (3) 落札者の決定

落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

### (4) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札を決定した日に、以下のとおり通知する。

#### ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

#### イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

### (5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

#### ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

#### イ 端末機利用者である場合

落札者を決定した日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

#### ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を4(2)ア(ア)まで持参し、提出すること。



(6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて契約課で閲覧に供する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(7)に同じ。

(5) 設計図書等の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者の構成員（以下「非落札者構成員」という。）が次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者構成員に本件業務を委託すること。

イ 非落札者構成員が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)